平成２７年度　第４回函館市障がい者計画策定推進委員会　会議録要旨

* 日　　時　　平成２７年１０月２８日（水）　午後６時３０分～午後８時
* 場　　所　　函館市役所　８階　大会議室
* 出席委員（１２名）

貝森委員，河村委員，川村委員，熊谷委員，小島委員，佐藤委員，島委員，相馬委員，谷川委員，廣畑委員，本間委員，松田委員

○　事務局職員

　　保健福祉部　障がい保健福祉課鍋島課長,天羽参事，稲村主査，福島主査，井戸主査，田辺主査，岩島主査

○　会議内容

１　開会（午後６時３０分）

２　協議事項

(1) 実態調査のクロス集計および自由記載に係るニーズの分類について

　（佐藤会長）

それでは，会議次第に基づいて会議を進めていきますけれども，「(1) 実態調査の

　　クロス集計および自由記載に係るニーズの分類について」として，事務局から説明願

いたい。

　（稲村主査）

　　　実態調査のクロス集計および自由記載に係るニーズの分類（資料１～４）まで説明

　（佐藤会長）

　　　実態調査については，前回の委員会でも説明して頂いたが，今回あらためてクロス集計をして少し見やすくなったと思う。さらにニーズ別の分類ということで，探すのはちょっと大変だが，興味深いところも見つけやすいこともある。サンプル数も多く大変な作業だったと思うが，委員会としてもこういったものを参考にして，ニーズの把握することは大切かと思う。そういうことも含めて，ご意見やご質問はないか。

（島委員）

　　　１０年前を振り返ってみて，潜在するニーズというものを重視して施策に反映していこうと強く発言したことを思い返した。その流れで到底この委員会の時間の中では収まりきらず，そのときは後日の意見を聞いて頂ける機会を設けてやったように記憶している。それも実は事務局の処理も煩雑で時間的には大変負担を掛けてしまったという反省も含めて，じゃあ今回はどういう風にしていこうかと，せっかく縦，横，斜めの分析がなされてきており，一番大事なのはやはりどういう施策で重点的な問題を解決していくものにつなげていくのかということなので，そういう意味ではこの委員会でどのような知恵を出していったらいいのかなと思っていて，これは私の一つの投げかけとして発言する。

（佐藤会長）

　　　前回のアンケートのことについて主査から説明があった。そのときも色々なニーズを捉えてやっていこうと言う話をして，色んな施策について反映できるようにというつもりでいたが，全てについてチェックはできなかったが，２点についてこういう形でやってきたという報告があった。我々としては，出した意見がやっぱり色々な形で反映されて行かないと困るわけで，全ての意見が反映されるとは思ってないが，委員会の総意としてこうあるべきだというものが出てきたら，市としても捉えて頂ければいいかと思う。基本的な考え方は最後に確認しあっていきたい。この後，計画についての説明があるが，全てとは言わないが，一定のニーズを捉えたものを反映していくということが大事で，なかなか協議する時間も無いが，基本的にこうするべきだと言うことで，話を進めていきたい。

　　　アンケートについては，もう少し深く読み進めていく必要はあると思う。委員会としても，それぞれ委員がこういうニーズがあるということを，今どういう見方をするのかという説明があったので，皆さんがこういうニーズがあると改めて掘り下げて頂きたい。

　　　これからの１０カ年の基本計画については，今年度作成するが，それで終わるわけではないので，今後色々な形で検証するとか，見直しをするとか色々な事があって，その中でこのような意見など皆様方から反映させて頂ければ良いかと思う。

　　それでは「(2) 第２次函館市障がい者基本計画の施策の体系（案）について」の説明を事務局にお願いしたい。

（稲村主査）

　　　ニーズのことだが，まだ計画策定の途中であるが，ニーズには必ず戻って進めていきたいと思っている。皆様の意見も参考にさせて頂きたいと思っているが，せっかくの調査なのでこれから私たちが業務を遂行する上で振り返りながら使っていきたいと思う。

　　「(2) 第２次函館市障がい者基本計画の施策の体系（案）について」基本理念および第1地域生活の支援体制の充実（１ページ～３ページ上段まで）を説明

（佐藤会長）

　　　ここまででご質問・ご意見等をお伺いしたい。

（島委員）

　　　表記の文言のことで気になったのだが，括弧のところなので，大見出しの次の次の中見出しになると思うが，括弧の部分で「～の充実」「～の整備」「～の推進」というようになって，説明を聞いているとちょっと紋切のように聞こえてくる。もう少し柔らかく「～を充実します」「～を整備します」「～を推進します」という風な文書に置き換えていった方がとっても柔らかくなって，やってくれるのではないかという気持ちになるという風に感じた。ご検討してほしい。

（稲村主査）

　　　今回提示したものは，項目で，次に色々「こういう状況でこういう問題があるのでこういうことを進めます」とかという言葉がこれからついていく。その前段のこれはどういうことを言っているのかという説明するためのもので，今，口頭で色々説明した内容を文章化して，今島委員の意見のとおり「これを進めます」とか「これを充実いきたい」「努めていきたい」といったような文章がこの後につける予定。

（佐藤会長）

　　　今日示された資料は，項目ということでその内容については，今主査が説明したようなことを文章化して出すといったとらえ方でよいか。

（稲村主査）

　　　はい。

（廣畑委員）

　　　２点ほど意見を述べたい。

第1地域生活の支援体制の充実というところの「1　生活支援」のなかのウの（ウ）に先ほどの説明では一時保護体制の整備ということでお話があったかと思う。家族を支えていくことも視野にいれての短期入所とか一時的な支えのところという話であったが，地域生活支援体制の充実だとか，生活支援体制の充実だとか，生活支援という風に，要は守るというよりは支えていくという文脈でここは項目がたっているので，保護ではなく支援という表記をしないとどうなのかと思った。

それと前々回の時にお話したところではあるが，２の保健医療のところの「ア障がいの原因となる疾病等の予防対策の充実」という項目があって，以前意見を言わせていただいたが，確かに今の障害者基本法の定義で言えば，障がいという場合に，身体，知的，精神，発達障がいという心身機能，構造の部分をとらえて障がいと言っているが，世界レベルあるいは，今後の方向性からすると，あるいは今の障がいをどうとらえるのかという議論からすると，障がいの原因となる疾病ということで，疾病が障がいの原因となるというような一方的な捉え方をしなくなってきている。こういった今後の捉え方の変化に対応していくという部分と一方でこういう表記をすると，この認識が広がっていく，強まっていくといった懸念があるのでこれへの対応はきちんとしなければいけないのではないかというのが私の意見。そういった意味では，例えば「原因」じゃなくて大きく変えられないのなら「要因」と表現するのか，前回申しあげたように，「心身の機能や構造に影響する疾病」という風に表記するのか，そういった工夫をしなければ認識に影響を与えるので，後半の差別解消なり偏見の解消なりにつながっていかない。そういった意味でこの２点をちょっとここは慎重に表記して頂きたいなと思った。

（稲村主査）

　　　検討してみる。

（佐藤会長）

　　　大事な問題だと思う。そういった意味では文言の整理をして提示してほしい。

　　　他になければ，引き続いて，「第２　自立と社会参加の促進について」をご説明頂きたい。

（稲村主査）

　　　「第２　自立と社会参加の促進について」（３ページ中段から５ページ上段まで）を説明

（佐藤会長）

　　　皆様の意見をお伺いしたい。

（本間委員）

　　　雇用とか就労の件で，アンケートでは，自分の好きな仕事ではない，労働条件は良くないと書いているが，労働条件が良いとか悪いとかを誰がどこで把握していくのかということと，給料が低いと多く書かれているが，給料が低いということは，時給は上がっているが障がい者に対しては全然あてはまっていないのかというのか，こういったことをみなが見ていないのかというところが知りたい。

（佐藤会長）

　　　障がい者の就労の問題についてということで，今回出されたものについては一般就労とあわせて，福祉的就労も出てが，今のお話はおそらく一般就労の話だと思う。

（本間委員）

　　　私たちの目が届いているのかどうかということで，給与の面でも一般の人でも時給は上がっているが，障がい者だからといって，そういうことから外れているのであればどういうことかということ。

（佐藤会長）

　　　最低賃金のことや就労のことで，意見をそれぞれ出していただければありがたいと思うが，そういう意味では日々対応されている河村委員にお聞きしたい。

（河村委員）

　　　基本計画の中では「職域の拡大や充実」といった表現でなっていくと思う。もう少し詳しいものが障がい福祉計画の中に載ってきているとは思うが，そういった目線でこの計画でも載せていった方がいいのではないかというのが本間委員のお話だと思うが，実際的に例えば福祉的就労の部分で最低賃金を守って事業を行っているところもあるが，なかなか難しいので最低賃金の減額の特例許可申請をして減額しているところもある。特に就労継続支援Ｂとか，生活介護とか，生活介護には賃金はないが，生活介護でも作業を中心にやっているところもある。福祉的就労に関しては色々な形態がある。一般的な就労になっていくと色々な制度を利用した就労の仕方，そのあと定着していければ一般企業に常用雇用されるなどそういった道につながっていくのだと思う。そういう目線で委員の見方はなんらかの拡大をみていったらどうなのかなとお話だったかなと思う。

（本間委員）

　　　どこが見ているのか。こういうことをきちんと守ってあげられる人がいないといけないと思う。

（佐藤会長）

　　　労働基準監督署などはきちんとこういうところも見ているだろうと思う。最低賃金については１６円も時給が上がっているということで，事業所としては大変なことではあるとは思うが，事業所でもきちんと最低賃金を守って給料を出しているところも実はあるが，今，河村委員の発言のとおり最低賃金を労働基準監督署にいくらにしたいといった申し出をすると，最低賃金を減額しても構わないという制度がある。それはきちんと申請をしなければならないが，そういうことで実は安い給料でやっているところもある。そういったところは，周りできちんと見ていく必要があると思う。

一般就労については有効求人倍率が１．０１に上がっており，一般の人でも就職しやすい状況になっている中で障がいのある人たちがどこまで就労できるかということは，社会情勢がよくなればそれはそれで心配。それはみんなで見ていきたい。

（松田委員）

今は就職しやすくなっている。

（佐藤会長）

　　　それと今日の新聞に，某Ａ型の事業所がＢ型へ移行すると大きく掲載されていて，前から話は聞いていたが，そういうところが色々とＡ型をやめていくという，Ａ型の事業が非常に事業としての運営が難しいという。この理由は現行の法律上やむを得ない部分があるということが一つと福祉的就労の中の就労移行支援事業所については，なかなか大変で，既にやめている事業所がいくつか出てきている。

　　　これが今の制度の中で継続して就労移行支援であるとか，Ａ型の事業所とかがやり切れるのかなとそういう心配がある。これは函館市としてもいかんともしがたいところがあるが，現実的にそうだといいうことを捉えておく必要があると思う。

　　　今日の新聞にはなぜＢ型に移行するかってことの説明も詳細に書いてあるので，これは参考に読んだ方がいいと思う。

（稲村主査）

　　　皆さんの意見があった通り，障がいのある方だから，給料が安くてもいいということではないので，一定の手続きを取っていて，もしかしたら時間給は下がるかもしれないが，それでもきちんと条件に見合った給与が支払われるということをきちんと見ていかなければならないと思う。函館市としてはそれを監督できる立場ではないが，障がい者の方の生の声を聞けるということで会社へのアクションだとかも相談の中ではできるのではと思っている。施設の体系については国の施策なのでなかなか難しいが，その方に合った事業所に通って，そこで根気強く支援を受けて訓練をして，いつも事業者の方が苦労されているが一般企業の実習をしたり，訓練をしたりということで一般就労につなげるという流れを続けていきたいと思う。

（佐藤会長）

谷川委員，今回教育のことで冒頭について出てくるのですが，１０年前と同じ文言がそのままスライドされているのであまり変わりはないと思うが，その辺のご意見をお聞かせいただけないか。

（谷川委員）

　　　特別支援教育が始まって，実際にそのようにして進められている。それぞれの学校教育の充実という意味でも，相談指導体制，教育内容，特性に配慮した職員研修，今でもやっぱりそこが課題で進められている。内容自体については，レベルは少し上がってきているとは思うが，でも今実際進んでいるところっていうのはやっぱり言葉で整理するとこういう形になると思う。

（佐藤会長）

　　　ある意味，永遠の課題がここにもあると思う。前にインクルージブのことで島委員が色々と強調していた教育の在り方ということがあったが，今回は意見あるか。

（島委員）

　分学という問題は今ご発言頂いたその前の段階の就学の段階のところからの課題として１０年前にも発言したが，現状としては特殊教育から特別支援教育へと移行して何が起こったのかというと，昔でいう養護学校の児童生徒数が急激に増えたということでインクルージブ教育が目指しているものとの逆行した現象が今起きている。普通学校，学級での研修とかスキル向上というのは必要なのだが，その最初の入り口の本人や親御さん達が希望する場所で学びたいということが前提というか，先にあるべきだということは今回の計画の中でもぜひ反映していくべきと思っていて，改めて提案したい。

（佐藤会長）

　　　あと放課後支援については，どこかに出てくるのか。

（稲村主査）

　　　放課後の支援については，もちろん教育の一環でもあるが，障がい児に特化したものとしては障がい福祉サービス等の充実関係の児童の事業として，放課後等デイサービスが急速に増えていて，お母さん方の就労支援だったり，レスパイトだったりと効果があるのかなと思っている。それと学童保育というものもあり，そういうような形での放課後の支援を今も行われており，これからも両方にまたがって含まれていくと思う。

（佐藤会長）

　　　障がい児の問題については，やはり将来をずっと見越していかなければならないものは，たくさんあるだろうと思う。島委員がお話ししたそれぞれの選択の自由という意味でいくと，本人や保護者がどういう風に選択していくのか，何を思っているのかそれに沿った施策が必要と思う。

　　　では，第３のバリアフリー社会の実現についてお願いしたい。

（稲村主査）

　　　第３　バリアフリー社会の実現（５ページから６ページ）について説明。

（佐藤会長）

　　　皆様方の意見やご質問を頂きたい。

（松田委員）

　　　１の権利擁護のところのイの成年後見制度等の利用促進のところで，アンケート内では，「ほとんどわからない」という回答が多く見られたが，いきなり利用促進というよりは，啓発とか広報を入れた方がいいと思うが。

（稲村主査）

　　　この利用促進のためには，まずはアンケート調査の結果も踏まえて，制度をもっと知ってもらうということと，成人後見制度は手続きが面倒だろうと，しかも裁判所が絡んでくるので難しいのではないかということが非常に多いと思う。例えば私たち行政側だけではなくて，障がいのある方が通っている事業所，入所施設，相談支援事業所これらと連携して理解しやすいように折に触れて啓発を進めていかなければならないことをこの項目の中で文章の中に含めていかなければならないと考えていた。

　この1項目を増やして載せてはどうかということについては，今後考えさせていただきたい。

（廣畑委員）

　　　第３バリアフリー社会の実現の，１権利擁護・理解の促進の中のアの（ア）権利擁護に関する相談支援体制等の充実というところだが，ここは先ほどお話しで説明もあったが，虐待防止という一時保護の機能はここでということで，第1の生活支援の方で記載されている一時保護は，一時支援という形にして，こことの棲み分けでいいのかなということがわかったのと，あと虐待防止の観点を表に出さなくてもいいのかというのが気になり，例えば権利擁護の推進と虐待予防といった感じで，関連法令もできているし，表に出した方がいいような観点のような気がする。

もう一点は，（イ）の成年後見制度等の利用促進で啓発を入れるか入れないかという話が出ていたが，私は啓発と利用促進の前にこの成年後見制度は，先ほどお話しがあったように今，市民後見人の養成がされていて充実の方向に進んでいるので，それをより充実させていくという部分を項目として立てた方がいいのではないかと思う。

　　　すなわち啓発促進の前に充実という項目を立てて，制度を充実した上で啓発して，利用促進をしていくという流れがいいと思う。

（佐藤会長）

　　　虐待の問題について私からもちょっと話させて頂きたいが，先日，新聞に函館市における虐待の実態というのは出たが，内容を見てちょっとびっくりもしたが，２人が一時保護をしてこういう形でやっているといった内容もあった。

　　　やはり，こんな小さな街でもこれだけ虐待はあるのかという思いがしたが，実は，虐待問題については，障がい者についての要援護者対策協議会はあって，今日の委員会の委員の何人かはその協議会にも属しているが，高齢者の要援護者協議会と一緒になるみたいだが，これは正式に決定だったと思うが。

我々いつも虐待問題に関しては気になる所であるが，市としてどういう風にこの問題については，市民向けに発信していくのかということに関しては，実態を把握することが困難であるということと合わせて，虐待防止についての啓蒙をしていく必要があるという気がしている。今お話しがあったように，差別解消に向けた事と合わせて障がい者の権利を守るという意味でも様々な形で発信していく必要があると思っている。ここのところに虐待防止の項目を立ててもらえば，一緒にすんなりと出てくる。きっと虐待に関して説明や文言の中には出てくるとは思うが，項目を別に立てた方がいいのではと思った。

（鍋嶋課長）

　　　要援護者虐待防止協議会について，今お話しの中であったとおり，障がい者や高齢者と虐待というカテゴリーの中であること，委員の方も重複している方も多いと言うことなどから，虐待という大きな観点で捉えるということから一本化に向けた作業を進めている。いまのところ11月くらいを予定に新たな協議会を発足させようとことで調整を進めている最中である。

（稲村主査）

　　　先ほどのお話を含めて廣畑委員の虐待防止の観点を表に出すべきではないかということと，成年後見のまず充実，そして啓発・利用促進という項目立て，これについても同じに検討したい。

（廣畑委員）

　　　６ページ目の３の情報・コミュニケーションのところのア　情報バリアフリーの推進（ア）情報提供の充実というようにあるが，この項目立ての（ア）の場合は，どちらかというと障がいのある方々に対して，情報を提供していくというスタンスの項目になっていると思う。一方で障がいのある当事者にとって情報に近づこうと思っても，それがちょっと近づきにくい，要はアクセスしづらいというような問題をより無くしていくという項目を立てたほうがいいということで，情報へのアクセシビリティーの向上というものを立てておくといいと思う。

（佐藤会長）

　　　私からも一つだけ，１０年前の計画のイの心のバリアフリーの促進というところの，心のバリアフリーのことについては，今回の案の中では理解の促進のところでひとくくりになったが，主査の説明でも何回もアンケートについては「理解してほしい」と生の叫びがあったというお話しがあった。

　　　そういった意味では，バリアフリーと言うとどうしても障壁を取り除くといった意味でハードなバリアをフリーにするという意味が主になってしますが，そうではなくて障がいのある人たちへの心のバリアフリーというのはとても大事だろうと，そういう議論を１０年前の計画の際にもしていた。項目がなくなったからといってそれがなくなるとは思っていないが，やっぱり一つの大事な問題として心のバリアフリーというのはどっかに項目として残してくれるとうれしい。

（稲村主査）

同じく相談して検討したいと思う。

（佐藤会長）

　　　それでは一通り説明を受けて，その他全体としてご質問はないか。

（河村委員）

　　　１０年の計画だということで，先ほど放課後等デイサービスのお話しがあって，デイサービスというのは，夕方５時とか６時とかまでお子さんを見てくれるが，学校を卒業などし，就労関係や生活介護の事業所に通所すると夕方３時，４時に帰ってきて，遅くても５時に帰ってくる。ということは実は放課後等デイサービスを利用していた保護者は，その地域で仕事をしたり，色々なことをする。お子さんが早く帰ってくると色々と問題が発生する事が想定される。これから１０年間後のことなので，当然，放課後等デイサービスをもっと利用する人が増えると思うので，保護者はお子さんが夕方遅くに帰ってくるということで時間も長く就労するし，その後お子さんが学校卒業し，日中活動等へ移行した場合に逆行してしまうということが起きてくる。それについての何らかの対策というか，なにかを考えなければいけないと思う。

もう一点は，地域生活支援と言うことで，地域で生活することを主たることとしているが，入所施設にいる方も依然と多い。じゃあその人達のことは，どこにも実は出てきてない，出ているのかちょっと分からなかったので，その辺の部分はここで取り上げなくてもいい事項なのか，それとも取り上げちゃうと地域移行ということで動いている中で逆行するということになるのか。しかし，施設で生活している人がいるのであれば，それに対するなんらかの考えを示した方がいいのではないか。

（佐藤会長）

　　　放課後等デイサービスの話から１８歳以上のいわゆる卒業した障がい者の放課後をどうするのかということでそれについてはドキッとしたものもあるが，結構，障がい者施設へ通所している方達については，保護者の帰宅時間に合わせて帰る施設もあるが，その施設の状況によっては，３時で帰りなさいということはあり得ることかもしれない。そうすると通学していた時には放課後等デイサービスがあったからよかったけれども，卒業したら放課後等デイサービスがなくなったので，早く帰る人達はどうしていくのかという新たな問題。そこで保護者がどういう対応をするのかということが大きな問題になるかもしれない。

　　　入所施設にいる人達のことについての施策について，ちょっと私もうっかりとしていたがグループホームしか出ていないと思うが。

（稲村主査）

　　　確かに施設入所というのは，２４時間対応されており，計画の中で，例えば虐待の防止だとか，差別の解消などもあり，第1の１の生活支援のイの（ア）の障がい福祉サービス等の提供基盤の整備という文言をご指摘の視点で考えると，もう基盤整備はできていて，その内容，サービスの充実も含めていかなければならないと今考えていたが，この中にも実は入所施設も事業所の一つとして入っている。それと新たな局面と言うことでクのサービスの質の向上，これは入所施設だけではなく，様々なサービス全てに絡むが，市が指定権限を持ったということで厳しく管理していくというのを含めて入っていくと思っている。

　　　ただ入所施設の方への様々な取り組みと言うことについては，ここに散りばめられているとは思うが，検討してみたいと思う。

（佐藤会長）

　　　これだけみると入所の人たちはどうなっているのかと思うところもあるが，地域のサービスというのは実は入所も在宅も同じだと捉えていいと思う。そういったことを踏まえた理念を作るということだと思う。

　　　次回またこのことで協議をすると思う。障がいのある人達の取り巻く環境というのは多岐にわたっているということが，今回の説明の中でもよくわかったところだが，今日議論にならなかったのは医療の関係。ちょっと会議が始まる前に熊谷委員と南茅部の病院のことについて話をしていたが，老朽化した病院をどうするかを含めて，地域の医療体制が変わってくる可能性がいくらでもある。そういった意味では最初に説明のあった通院している障がい者の割合が多いということでいくと，障がい者の人たちが専門医にかかれる状況はどうなのかということにも関わってくることだと思う。南茅部で障がいのある人たちがいないかと言えば，決してそんなことはないわけで，そういった人たちが地域の病院で安心して受診できるといった体制がなくなるという非常に困るわけだから，ここで言っても仕方がない話だが，そういうことも含めて障がい者問題はたくさんあるのかと思った。そういうことも含めて，理念をどういう風に作っていくのかということを次回も協議していきたいと思う。